平成２９年（フ）第５４号
山形県酒田市駅東２丁目16番地の７　２号
債務者　星川小夜子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第２３４号
群馬県伊勢崎市東小保方町4587番地１　イーストプラザ105
債務者　淺香　美咲（旧姓神保）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４６号
群馬県伊勢崎市連取町2349－５　シャルマンハイツＡ101、住民票上の住所群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2809番地11
債務者　手口　真弓（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６３号
群馬県伊勢崎市平和町４番20号　中野ハイツＡ201
債務者　金井　昭博
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６６号
群馬県前橋市城東町２丁目10番５－401号
フィフティストームマンション５ｔｈ
債務者　笹川　宏章
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１６号
群馬県高崎市吉井町岩井128番地１　さざんかⅠ　203号
債務者　赤石　和希
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２２４号
埼玉県上尾市愛宕２丁目２番14号
債務者　松野　礼子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽2108番地１
良宝園
債務者　主田　敬二
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
千葉県館山市洲崎580番地　洲崎ロイヤルマンションＡ－130
債務者　富樫　和仁
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第２３号
千葉県香取市山倉1788番地
債務者　木村　昌夫
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第４８１号
川崎市中原区中丸子13番地21　ＬＲＯＣＫＳ503
債務者　松田　　伸
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０９号
川崎市幸区南加瀬４丁目21番60－404号　メゾンブランシュ日吉
債務者　成澤　里美（申立時の姓井上）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５２０号
川崎市川崎区扇町10番１号　希望の家　203
債務者　森田　喜和
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４３号
川崎市川崎区江川２丁目５番14－101号　ラウレス江川
債務者　尾部ロサリンこと　ＯＢＥ　ＲＯＳＡＬＹＮ　ＣＡＬＭＡ
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４７号
川崎市麻生区王禅寺西３丁目３番３号　みどり荘202
債務者　保利　大地
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５９号
川崎市高津区下野毛３－14－15　ハイツ大場203、住民票上の住所川崎市高津区下野毛３丁目14番24号
債務者　土屋　幸子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６６５号
川崎市多摩区登戸644番地　パレス登戸403
債務者　斎藤　隼一
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係